**広報おおあみしらさと「伝言板」掲載基準**

１．目的

広報おおあみしらさと「伝言板」は、市民の皆さんの交流の場として紙面の一部を提供し、市民活動の支援、地域の活性化等に寄与することを目的とする。

２．掲載位置及び規格

伝言板を掲載する位置及び規格は、市が指定する。

３．掲載料

伝言板の掲載料は無料とする。

４．掲載内容

　掲載は、毎号１０件を上限とし、団体（市内に在住・在勤・在学する者で構成される団体をいう。以下同じ。）の会員の募集又は団体が行う催しとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載を行わない。

（１）公共施設等以外の施設を活動拠点とする団体の会員の募集及び公共施設等以外の施設で行う団体の催し

　　　「公共施設等」：公共施設又はそれに準じる施設をいう。なお、民間・商業施設であっても、施設の管理者が一般向けに開放している場合は、公共施設等とみなす

（２）各種法令に抵触するもの

（３）誹謗中傷など、公序良俗に反するもの

（４）営利を目的とするもの（間接・連想させるもの、月謝や入会金の徴収を含む）

（５）政治的、宗教的活動を目的としたもの

（６）個人宣伝を目的としたもの

（７）掲載意図及び内容が不明確なもの

（８）活動内容が掲載記事と異なるもの

（９）対象が極端に制限されるもの

（１０）同一申込者又は同一団体による複数の申込みであるもの

（１１）同一内容、同一申込者又は同一団体の２か月続けての申込み

（１２）行政広報の公共性、公益性を損なう恐れがあると市が判断したもの

（１３）過去に不正な申込みがあった団体（代表者が同一の団体を含む）の申込み

（１４）その他、掲載する情報として秘書広報課長が不適切と認めるもの

５．申込・掲載方法

　伝言板への掲載を希望する者は、別紙「伝言板掲載依頼書」に必要書類を添付して申し込まなければならない。

（１）原稿は、市が指定する受付期間内に、必要書類を持参、郵送、ファクス又は電子メールにより秘書広報課に提出する。

（２）掲載内容に関する責任は、申込者に帰属する。

（３）会費、参加費を徴収する場合は、収支報告書（様式任意）を提出すること。

（４）掲載内容は、必要に応じて加筆・修正・削除する場合がある。

（５）掲載は、原則として受付順とする。但し、市内のイベント及び募集は、市外のイベントに優先する。

（６）紙面の都合等により掲載できない場合がある。

（７）広報おおあみしらさとは、市ホームページに電子版を掲載するほか、他の媒体等（インターネットを含む）に転載及び情報提供する場合がある。

（８）掲載する場合、問い合わせ先を確認するため秘書広報課から連絡する。万一、連絡がとれない場合は、掲載を取り止める。

（９）初めて掲載を行う団体は、併せて活動内容のわかるものを提出しなければならない。